



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 6, 2020年12月～2021年1月)

保険セクターの国際的な規制の動向（2020年12月～2021年1月）

内容

A: 中国 CBIRC、インターネット保険事業に関する規則を公表（12月14日）	3
B: 英 PRA、2021年の保険監督における優先課題を表明（12月15日）	3
C: EIOPA、ソルベンシーIIの改訂に関する意見を欧州委員会に提出（12月17日）	4
D: 香港、環境に配慮した持続可能な金融戦略を公表（12月17日）	5
E: EIOPA、金融安定レポートを公表（12月18日）	6
F: 英 FCA、気候関連の開示規則を最終化（12月21日）	7
G: EIOPA、ORSAにおけるCovid-19への対応にかかる市中協議を開始（12月23日）	7
H: 香港 IA、グループ資本規制を最終化（12月28日）	8
I: UNEP FI、IEAに対して1.5°Cシナリオの策定を提言（1月7日）	8
J: 加 OSFI、金融セクターにおける気候関連のリスクにかかる市中協議を開始（1月11日）	9
K: 英 FCA、事業中断保険にかかる最高裁判決にかかる見解を表明（1月15日）	10

A: 中国 CBIRC、インターネット保険事業に関する規則を公表（12月14日）

- 中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）は、9月から10月にかけて実施した市中協議に対して寄せられたコメントを踏まえ、インターネット保険事業に関する規則を最終化した。
- 同規則を策定した背景には、インターネットを通じた保険商品やサービスの提供が、保険市場や保険監督に大きな影響をもたらしていることがある。インターネットを通じた保険商品の販売が急速な伸びを示している中、潜在的なリスクが高まっているほか、いくつかの問題となる事象も生じている。そうしたことから、消費者の権利や利益を保護するとともに、保険業界が実態経済や人々の生活により良い形で貢献できるようにすることを目指し、保険会社の事業を適切に監督し、リスクを効果的に防ぐため、同規則が策定された。
- 同規則は、①問題志向：適切なリスク防止策を実行する、②全体的・整合的：全体的な計画を作成し、その上で、インターネット保険事業の調整された、また、整合的な規制を促進する、③実践的：規則や規制の実行可能性を改善する、④健全で包摂的：事業の健全な成長と法令を遵守したオペレーションを促す、の4つの原則に立脚するものである。
- 同規則の主なポイントは、①インターネット保険事業の性質と、同事業に適用される規制を明確にしている点、②インターネット保険事業の要件を定め、免許を受けた事業であるという原則を強調し、免許を受けた保険会社のインターネット・プラットフォームを定義し、免許を受けた保険会社として事業活動を行う上での適格要件を定め、また、免許を受けていない者が行うことができない事業を特定している点、③保険のマーケティング活動を規制し、事業活動にかかる管理規則や基準を定めている点、④消費者の体験を改善するため、販売後のサービス基準を標準化している点、⑤保険会社の種類に応じた監督を行うことを規定し、インターネット保険会社や保険販売者のための特別な規則を設けている点、⑥規制を改善し、経過措置を設けている点、の6つ。
- CBIRCは、インターネット保険セクターの状況を注視し、適切なタイミングで必要な規制を設けていくことを考えている。

インプリケーション：中国ではインターネットを通じた保険商品の販売が急速に増加していると言われており、その意味で、中国におけるインターネット保険事業の規制・監督の動向は注目に値する。

（出所）CBIRC ‘CBIRC Issues the Rules on Internet Insurance Business’

B: 英 PRA、2021年の保険監督における優先課題を表明（12月15日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、保険会社のCEOに宛ててレターを発出し、その中で、2021年の保険監督における優先課題を示した。主な内容は以下のとおり。
 - ファイナンシャル・レジリエンス
 - ✓ 信用リスクに対する見通しは依然として極めて不確実である。保険セクターの信用エクスポージャーの多くが非流動的であることから、短期、中期の広範なストレス・シナリオに対してレジリエントであることを確保すべき。レジリエンスの評価は、保険会社の資本ポジションだけでなく、流動性の低いエクスポージャーのリスク管理（例えば、集中リスクの管理や体力が弱っている債務者との早い段階でのエンゲージメントなど。）についても行うべき。
 - ✓ 2019年の保険ストレス・テスト（IST）に続く包括的なISTを2022年に行う予定。
 - ✓ 配当に関し、保険会社は引き続き適度に健全なアプローチを採るべき。

- ✓ 2021年に、再建・破綻処理計画に対するPRAのアプローチを定める予定。保険会社には、保険契約者に不利益をもたらしたり、あるいは、他の保険会社に波及効果をもたらしたりすることなく、市場からスムーズに退出できるよう、適切なストラクチャーとビジネス・モデルを有し、また、適切なコンティンジェンシー・プランを策定することが期待される。
- LIBORからの移行
 - ✓ 残された時間は少なくなってきており、2021年には、徹底した取組みと早期の進展が期待される。PRAは、保険会社の取組みをモニターしていく。
- オペレーショナル・レジリエンス
 - ✓ 保険会社には、2021年中に最終化されるオペレーショナル・レジリエンスとアウトソーシングにかかる基準を満たすために必要な施策を講じることが期待される。
 - ✓ Covid-19を受けたワーキング・パターンの変化は、技術的なインフラストラクチャーへの依存度を高めている。したがって、保険会社には、サイバー攻撃に対するレジリエンスに一層対応することが期待される。なお、PRAは、2022年のISTの目的のためにサイバー引受シナリオを検討しているところ。
- 気候変動による財務リスク
 - ✓ 2020年7月のCEO宛レターで述べたとおり、保険会社は、2021年末までに、気候関連の財務リスクを管理するためのアプローチを確立すべき。
 - ✓ 生命保険会社5社と損害保険会社6社は、2021年6月に開始される、気候変動にかかる隔年の探索的なストレステスト（Climate Biennial Exploratory Scenario: CBES）に参加する。CBESの目的は、気候変動による物理的リスクと移行リスクに対する、銀行、保険会社、金融システムそれぞれの現在のビジネス・モデルのレジリエンスをテストすること。CBESは、資本要件の評価ではなく、リスク量の把握にフォーカスし、また、データ・ギャップの特定とリスク管理プロセスの開発を促すことを目指している。

インプリケーション：保険セクターにおける再建・破綻処理枠組みの策定に言及している点は特筆すべき事項の一つであると考えられる。今後、英国において構築される枠組みが、欧州保険・年金監督局（EIOPA）が12月17日に欧州委員会に提出した「ソルベンシーIIの改訂に関する意見」において表明した欧州の保険セクターの再建・破綻処理枠組みとどの程度整合したものとなるか、注目に値する。また、日本の保険会社の英国子会社に再建計画の策定が求められることも想定され得る。

（出所）PRA ‘Letter from Anna Sweeney and Charlotte Gerken ‘Insurance Supervision: 2121 Priorities’

C: EIOPA、ソルベンシーIIの改訂に関する意見を欧州委員会に提出（12月17日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）が欧州委員会（EC）に提出したソルベンシーIIの改訂に関する主な意見（＝規制の追加や変更を求めている点）は以下のとおり。
 - 長期保証措置と株式リスクにかかる措置：リスク・フリー金利の外挿（extrapolation）において、外挿の開始時点（最終流動点）を超える市場の情報の勘案。超低金利に対応する、2032年までの時限的な影響緩和措置の導入。マッチング調整（MA）ポートフォリオにおける分散効果の認識の許容。ボラティリティ調整（VA）のパーマネントなVAとマクロ経済的なVAへの分割。株式リスク・チャージにかかる対象調整メカニズムのコリドーの拡大（10%から17%）と22%フロアの導入。

- 責任準備金：金利変動への感応度を緩和することなどを目的とするリスク・マージンの計算方法の変更。その結果、特に長期の負債のリスク・マージンが減少することが見込まれる。
- SCR標準モデル：金利の急激な低下やマイナス金利も想定した金利リスクの計算方法への変更を、今後5年間かけて段階的に導入。
- MCR：MCRに抵触した際の対応の明確化。
- レポートिंगと開示：「ソルベンシーおよび財政状態の報告（SFCR）」における保険契約者向けのセクションの創設やSFCRへの監査の義務付け。監督上の報告の簡素化。
- プロポーショナルリティ：ソルベンシーIIの適用除外基準の引上げ。低リスク・プロファイルの保険会社を特定するための基準の導入と、プロポーショナルな監督アプローチの明確化。
- グループ監督：グループ監督の実効性を高めることを目的とするグループの定義、グループ監督の範囲、グループ内取引の監督、グループ・ソルベンシーの計算にかかる規則等の明確化。
- マクロプルデンシャル政策：マクロプルデンシャル監督な観点の導入。システムック・リスクに対する資本チャージや、株主配当の制限や延期など、保険会社の財政状態を強固なものにするための追加的な措置を講じる権限の監督当局への付与。マクロプルデンシャル的な要素のORSAへの取込み。
- 再建と破綻処理：最低限調和のとれた、包括的な再建および破綻処理の枠組みの策定。一定の閾値を満たす保険会社に対する予防的な（pre-emptive）再建計画の策定の義務付け。一定の閾値を満たす保険会社にかかる破綻処理計画の策定の義務付け。ただし、破綻処理計画の策定を要する保険会社の範囲は、再建計画の策定を要する保険会社の範囲よりも狭くなると考えられる。変動報酬の支払いの禁止や回収、資産や負債の売却や移転、保険契約者による解約権の行使の制限や一時停止、破綻処理手続き開始後における再保険会社による再保険契約の終了の一時停止、保険負債を含む負債の再構築や償却、損失の契約者への配賦などの最低限の権限の破綻処理当局への付与。
- 保険契約者保護制度：各国の保険契約者保護制度（IGs）の欧州ネットワークの導入。事前拋出を原則とするIGsへの資金拋出。

インプリケーション：保険契約者保護制度（保険契約者保護機構）についての方向性を示した点は大きなポイントの一つであると考えられる。再建・破綻処理枠組みについては、EIOPAが示した方向性は、（再建計画の策定を求められる保険会社の範囲を除き）IAISが2019年11月に最終化したComFrame（国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み）における規定とほぼ整合的であると見受けられる。

（出所）EIOPA ‘Solvency II review: A balanced update for challenging times’

D: 香港、環境に配慮した持続可能な金融戦略を公表（12月17日）

- 組織横断的なグリーン・サステナブル・ファイナンス運営グループ（Green and Sustainable Finance Cross-Agency Steering Group）は、香港金融管理局（HKMA）と証券先物取引委員会（SFC）が共同議長を務め、保険監督局（IA）や環境局、香港証券取引所がメンバーとして参加する会議体で、金融セクターにおける気候・環境リスクの管理において協調し、香港における環境に配慮した持続可能な金融の成長を加速し、また、政府の気候戦略を支援することを目的として、2020年5月に設立された。
- 同グループが策定した金融戦略は、①気候関連の財務リスク管理の強化、②リスク管理、資本配分および投資家保

護を促すための、気候関連情報の流通の促進、③金融サービス業界の能力開発の強化と金融リテラシーの向上、④グリーンで持続可能な案件に向けて資本の流れを促進するためのイノベーションの奨励とイニシアチブの模索、⑤香港を粵港澳大湾区におけるグリーン・ファイナンス・センターとして発展させるための中国本土の機会への投資、⑥地域および国際的な協力の強化、の6点を主要な注力分野としている。

- また、同グループは、①銀行、資産運用会社、保険会社、年金受託者などの関係するセクターにおけるTCFD提言に沿った気候関連情報の開示の2025年までの強制化、②中国とEUが共同議長を務めるサステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）の作業部会が2021年半ばまでに策定することを予定している共通のタクソノミーの採択、③国際的に統一されたサステナビリティ報告基準を策定し維持するために新たなサステナビリティ基準審議会を設立するというIFRS財団の提案の支持、④銀行や保険会社に対する気候リスクのパイロット・ストレス・テストなどを通じて、さまざまな気候経路が金融機関に与える影響を評価するため、気候に焦点を当てたシナリオ分析の促進、⑤セクター間の能力開発等に向けて協調するため、金融規制当局、政府機関、業界関係者、学界の中心として活動するプラットフォームの立上げ、の5つを重要なアクション・ポイントとして提示した。

インプリケーション：香港での業界横断的な取組みが今後どのように運用されるか注目に値する。TCFD開示の強制化は欧州の一部の国等の動きと整合するものである。また、気候変動に関連するストレス・テストの実施は欧州の一部の国やカナダ、オーストラリア等でも同様の取組みが進展している。今後、これらのイニシアチブが国際的にどのような展開を見せるのか、その動向を見極めつつ、日本においても気候変動にかかる取組みを促進することが重要であると考えられる。

（出所） Insurance Authority ‘Cross-Agency Steering Group launches its strategic plan to strengthen Hong Kong’s financial ecosystem to support a greener and more sustainable future’

E: EIOPA、金融安定レポートを公表（12月18日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「2020年12月金融安定レポート」（※前号は「2020年7月金融安定レポート」¹⁾）を公表した。主な内容は以下のとおり。
 - Covid-19を受けたロックダウンにより、2020年前半には、経済生産においてかつてない減速が見られた。第3四半期には回復基調にあったが、ここきて、第2波を受けた新たなロックダウンと、財政的な施策が終了することによって顕在化し得るクリフ効果により、不確実性が高まっている。金融市場のボラティリティは、2020年前半に保険会社の投資にネガティブな影響を与えた。長引く低金利は、保険会社の投資ポートフォリオの収益性に大きな影響を及ぼしている。また、社債の格付の引下げは、保険会社が保有する社債の価格に影響し得る。加えて、マクロ経済の環境を勘案すると、保険への需要が低下し、また、失効が増加することも考えられる。
 - 欧州の保険・年金セクターのリスクと脆弱性を評価するため、EIOPAは定性的な調査を実施した。その結果、国際的、国内的なマクロ経済の環境は重大な懸念をもたらしていることが判明した。特に、社債の格付の引下げが、保険セクターにとっての大きなリスクであると特定された。欧州の保険セクターでは、向こう12か月間は流動性リスクの懸念は無いものの、今後の動向は注視する必要がある。その他、現下の状況において、サイバー攻撃の数や複雑さが上昇している。
 - 保険会社による社債投資に関し、2020年通期ではネット・ベースで「買われた」ことが明らかになった。保険会社は、格付が下がった社債を売却する傾向にあり、そのパターンは、パンデミック期間を通じて強くなっている。現状、大きなプロシクリカルティにはつながっていないものの、Covid-19の現状を受け、より多くの格下げも想定されることから、注視

¹⁾ 概要は「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 1）」を参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202008_ins_regulation.pdf

が必要である。

- 不動産に関し、リモート・ワークの普及によりオフィス・スペースへの需要が低下し、商業用不動産の価格は下落傾向にある。現状、不動産価格の下落は保険会社のバランスシートには大きな影響を与えていないものの、将来的には大きな減損が必要となり得る。
- ソルベンシーIIは、保険会社が資本をリスクにより整合させ、レジリエンスを高め、リスク管理の高度化を図ることを助けており、したがって、欧州の保険会社はこのような劇的な状況にも耐えることができている。

インプリケーション：本レポートは、「欧州の保険会社の財務の健全性や流動性は現時点では大きな懸念はないものの、Covid-19の影響が近い将来に顕在化する可能性は十分にある」ことを示唆していると読むことができると考えられる。

(出所) EIOPA 'EIOPA outlines key financial stability risks and vulnerabilities for insurance and pension sector and recommends that any dividend distributions should not exceed thresholds of prudence'

F: 英 FCA、気候関連の開示規則を最終化（12月21日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、2020年3月に市中協議に付したプレミアム上場企業向けの気候関連の開示にかかる規則とESG情報の開示にかかるテクニカル・ノートを最終化した。
- これにより、対象となる企業には、年次財務報告において、①TCFD提言と整合的な開示を行っていること、②行っていない場合には、その理由や開示に向けた方向性を示すこと、③年次財務報告のどこで関連する情報が開示しているかを示すこと、④開示している情報とTCFD提言との整合性を評価すること、などが求められることとなる。
- 同規則は2021年1月1日に適用が開始される。また、FCAは、同規則の適用対象を拡大するため、2021年前半に市中協議を行う予定。

インプリケーション：英国においてTCFD開示の強制化が進展している。その動きは他国においても見られるところ、日本の保険会社もそうした海外の動向を踏まえて気候変動に関連する情報の開示の拡充に向けた取組みを進めることが重要であると考えられる。

(出所) FCA 'PS20/17: Proposals to enhance climate-related disclosures by listed issuers and clarification of existing disclosure obligations'

G: EIOPA、ORSA における Covid-19 への対応にかかる市中協議を開始（12月23日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、3月15日を期限として、「Covid-19の文脈におけるORSAに関する監督上のステートメント」にかかる市中協議を開始した。その目的は、ORSAにおけるCovid-19の取扱いにかかる監督上の期待についてコンバージェンスを促進すること。主な内容は以下のとおり。
 - ORSAのタイミング：保険会社は、定例のORSAに加え、自身のリスク・プロファイルにおける重大な変化を分析し、アドホックなORSAの要否を検討すべき。「重大な変化」には、市場リスクや信用リスクのエクスポージャー、Covid-19に大きな影響を受けているビジネス・ラインの引受成績、ビジネス・モデルや商品、計画、戦略等における重大な変化が含まれる。アドホックなORSAが必要であると判断する場合、フル・スコープのORSAが必要か、あるいは、SCR比率のカバレッジの状況などの特定の分野にフォーカスしたもので良いかなどを検討すべき。
 - シナリオ：現時点において観察される状況と、将来考え得るストレスの両方を勘案すべき。また、フォワード・ルッキングな視点からビジネス・モデルの健全性について評価を行うべき。

- 内容：資本要件と適格自己資本は、それぞれのストレス・シナリオについて再計算すべき。また、Covid-19を勘案したストレス・シナリオ下でも内部のソルベンシー・ターゲットを満たしているかどうかを評価すべき。

インプリケーション：外部環境の変化などを踏まえた機動的な監督を行うという観点から、「アドホックなORSA」という方向性は適切であり、また、効果的なアプローチであると思料される。他方で、保険会社の負担を勘案することも重要であると考えられる。

(出所) EIOPA 'EIOPA consults on ORSA in the context of COVID-19'

H: 香港 IA、グループ資本規制を最終化（12月28日）

- 香港保険監督局（IA）は、9月30日を期限として市中協議を実施していた保険のグループ資本規制を最終化した。（※同規制案の概要については「保険セクターの国際的な規制の動向 Vol. 2」²を参照。）
- 市中協議案からの主な変更点は、①グループ資本規制の適用対象となる「被規制企業」の定義の明確化（資本規制を受けている金融機関を被規制企業と定義）、②ダブルギアリングにかかる原則と要件の明確化、③経過措置（非適格金融商品を適格資本とする旨の届出を却下する場合、指定保険持株会社への事前通知が必要）、④グループ資本の適切性報告の頻度（半期から年次へ）、⑤開示要件（開示の内容に対するプロポーショナルリティの適用）、⑥Tier2資本にかかる要件（構造的に劣後する負債をTier 2適格資本とする場合には事前の認可が必要）、など。
- 今後、必要な立法手続きを経て、本規則は、2021年の第1四半期に改正令とともに適用が開始される予定。

(出所) Insurance Authority 'Consultation conclusions on the Insurance (Group Capital) Rules'

I: UNEP FI、IEA に対して 1.5°Cシナリオの策定を提言（1月7日）

- 国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）は、国連が招集したネット・ゼロ・アセット・オーナー・アライアンス（AoA）の一員として、国際エネルギー機構（IEA）が公表した「世界エネルギー見通し（WEO）2020」に関するステートメントを発売した。主な内容は以下のとおり。
 - 持続可能な開発シナリオ（SDS）の補足として「2050年までのネット・ゼロ」シナリオ（NZE2050）がWEO2020において初めて含まれたことを歓迎する。2050年のネット・ゼロ排出に向けた迅速で円滑な移行を可能とするためには、そのシナリオをより強固で、包括的な、本年のWEOにおける中心シナリオとして拡張していくことが重要である。
 - 強固な1.5°Cシナリオは、気候関連のリスクが増加し、また、ソリューションの機会が拡大している中、投資家、企業、政策策定者等が最適なレジリエンスを再校正できるようにするために重要となる。新たなNZE2050のようなシナリオは、経済、セクター、企業がネット・ゼロの将来に向けた道筋を決定するために必要とされる。我々のような投資家は、財務リスクと機会を評価し、潜在的なシナリオとの整合性を導くために詳細なシナリオを必要としている。
 - 新たなNZE2050補足シナリオは、2050年までにネット・ゼロに向かうために有用なツールとなることが期待される。同時に、投資家等の差し迫ったニーズに応えるためには、2021年のWEOでは、NZE2050シナリオを2050年に向かう独立したシナリオとして構築することが重要である。したがって、1.5°Cと整合したNZE2050シナリオをWEOの中心に据えることを提言する。

インプリケーション：日米欧を含む多くの国・地域が「2050年までのネット・ゼロ」を表明していることなども勘案すると、今後の気候変動にかかる議論や取組みにおいて1.5°Cシナリオがメイン・シナリオとなっていく可能性は十分に想定されるものと考え

² https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202009_ins_regulation.pdf

られる。

(出所) UNEP FI ‘Net-zero Asset Owner Alliance: Statement on the Need for a Fully Developed IEA 1.5°C scenario’

J: 加 OSFI、金融セクターにおける気候関連のリスクにかかる市中協議を開始 (1月11日)

- カナダ金融機関監督庁 (OSFI) は、4月12日を期限として、「気候変動における不確実性をナビゲートする：気候関連のリスクに対する準備とレジリエンスの促進」と題するディスカッション・ペーパーを市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。
 - 全般
 - ✓ 本ペーパーは、連邦規制を受けている金融機関 (Federally Regulated Financial Institutions: FRFIs) と年金基金 (Federally Regulated Pension Plans: FRPPs) の安全性と健全性に影響を及ぼし得る気候変動によるリスクに焦点をあてたもの。本ペーパーはOSFIのガイドラインという位置づけのものではないものの、寄せられた意見は、今後のガイダンスの策定などに活用され得る。
 - ✓ OSFIは、金融機関が、①リスクがどの程度金融機関のビジネスや投資戦略、リスク・プロファイル、財務および資本管理に影響を与えるかを特定し、理解すること、②それらのリスクを効果的に管理することについてフォワード・ルッキングなアプローチをとること、を期待している。
 - 気候関連のリスク・アパタイト枠組みと戦略の策定
 - ✓ 気候関連のリスクに対するファイナンシャル・レジリエンスを金融機関のビジネス・オペレーションに組み込むためには、金融機関の目的と整合的な気候関連リスクに対するリスク・アパタイトを設けること、金融機関の気候関連リスクに対するエクスポージャーの動的な性質と規模を理解すること、気候関連リスク・アパタイトに則り、自身のリスク・プロファイルに整合した戦略を構築すること、また、エビデンス・ベースで気候関連リスク戦略を動的に再校正すること、などが必要となる。
 - ✓ 投資家としての観点からは、投資ポートフォリオにおける気候関連リスクの性質と程度を理解することが重要。
 - ✓ 気候変動は、新たなビジネス上や投資にかかる機会をもたらし得る。これらの機会をリスク・アパタイトに沿って評価することは、金融機関の気候関連のリスク戦略にインプットをもたらす。
 - ✓ 年金基金にとって、気候関連のリスク、特に移行リスクは、投資環境を大きく変化させ得る。したがって、年金基金管理者は、低炭素経済への移行が投資方針や戦略に与える長期的な影響を評価することが重要となる。
 - 気候関連のリスク・ガバナンス
 - ✓ ガバナンス構造、方針、実務は、気候関連リスク戦略を実践するために適応される必要がある。例えば、気候関連リスクに責任を有するシニア・オフィサーを任命すること、意思決定者の気候関連リスクにかかるリテラシーを改善するためのプログラムを実践すること、経営陣の報酬を気候関連リスク管理の目的に結び付けることなど。
 - ✓ 効果的なガバナンスは、気候関連リスクを金融機関のオペレーショナル・リスク管理に取り込むことも要する。それには、例えば、気候関連リスク管理をFRFIの事業継続プロセスや主要なアウトソーシング契約に取り入れることが含まれる。

- ✓ 年金基金がプール・ファンドに投資している場合で、個々の投資をコントロールできない場合には、年金基金管理者は、プール・ファンドが気候関連のリスクをどのように考慮しているかを評価することで、年金基金のリスク・アパタイトと整合的な意思決定ができる。
- 気候関連のリスクの管理
 - ✓ 気候関連のリスクと機会を定義し、特定し、評価し、モニターし、管理するリスク管理プロセスは、金融機関の目的やリスク・アパタイトと整合した効果的な戦略に情報を提供するための鍵となる。
 - ✓ 気候関連リスクのエクスポージャーを特定するためには、伝統的なリスク管理のアプローチやストレス・テストの手法では不十分であることも考えられる。洗練された気候モデリングや気候スペシフィックなシナリオ分析などの新たなツールを導入することで、気候関連の重要なリスクを特定し、気候関連のリスク戦略を設定し、気候変動による経済ショックに対するレジリエンスをテストすることが可能となる。
 - ✓ 気候関連のリスクを含む、重要なリスク・エクスポージャーの評価は、ORSAのプロセスで評価される資本の充分性にも影響する。気候関連リスクのリスク・モデリングは開発途上にあることから、金融機関は、当分の間、適切な資本水準を決定するため、重要な気候関連リスクのエクスポージャーを評価するための別の方法を検討する必要があるかもしれない。
- 気候関連の財務開示
 - ✓ 2019年、カナダ証券管理局（Canadian Securities Administrators: CSA）が発出した「気候変動に関連するリスクのレポートングに関するスタッフ・ノート」は、新たな規制を定めるものではないものの、既存のガイダンスを補完するものである。いくつかの金融機関は、自主的に気候関連の情報を開示している。2019年、サステナブル・ファイナンスに関する専門家パネルは、カナダ政府に対し、金融機関や年金基金を含むカナダ企業に、TCFD提言の実施を、段階的に、「遵守するか説明するか」というアプローチで義務化することを提言した。OSFIは、この提言に対するカナダ政府の対応を注視している。
- OSFIの今後の取組み
 - ✓ OSFIは、金融機関の移行リスクへのエクスポージャーの予備的な定量化を行ったところ。また、カナダ中銀と連携し、低炭素経済への移行に関連する金融機関の潜在的なリスク・エクスポージャーを評価するためのパイロット・プログラムを行っている。
 - ✓ OSFIの現行のガイダンスは、気候関連リスク管理にかかる（ハイレベルな）原則や期待を含むものである。しかしながら、特に、①資本要件、②監督上のレビュー・プロセス、③市場規律の3つの分野について、追加的なガイダンスや規制が必要であるか否かを引き続き検討する。

インプリケーション：TCFD開示の強制化が検討されていること、気候変動関連のリスクと機会との関係で資本規制に言及していること、の2点は特筆に値する。

（出所）OSFI 'OSFI launches consultation on climate-related risks in the financial sector'

K: 英 FCA、事業中断保険にかかる最高裁判決にかかる見解を表明（1月15日）

- 英国行為規制庁（FCA）は、事業中断保険にかかる最高裁の判決にかかる見解をウェブサイトに掲載した。主な内容は以下のとおり。

- 最高裁は、FCAの訴えを大幅に受け入れた。これをもって、影響を受けた保険契約にかかる法的プロセスは終了し、保険契約者は、コロナウイルスに関連する事業中断による損失に対する保険金の支払いを受けることとなる。
- 今回のテスト・ケースは複雑な法的事項を伴うものであった。我々の目的は、一貫して、できる限り多くの関係者のために、できる限り早く、「明確さ（clarity）」を得ることであった。今回の判決は、保険契約者に対する保険金の支払いにかかる障害の多くを決定的に取り除くものである。
- 我々は、保険会社に対して迅速に保険金を支払うよう働きかける。保険会社は、関係する保険契約者に対して、直ちに、直接コンタクトすべきである。
- FCAは、保険契約者のために、本件に関するQ&Asを公表する予定。あわせて、パンデミックに対応すると考えられる事業中断保険の種類にかかるリストも公表する。

インプリケーション：今回の最高裁判決が保険会社や保険マーケットに中期的にどのような影響を生じさせ得るのか、見極めていくことも重要であると考えられる。

（出所） [FCA 'Supreme Court judgment in FCA's business interruption insurance test case'](#)

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

ディレクター

リスク管理戦略センター

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事D、H)

マネジャー

ファイナンシャルインダストリー

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オランダ、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001